

大阪市告示第1064号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和7年8月4日（月）	午前7時から 午後7時まで
	令和7年8月12日（火）	午前9時から 午後5時まで
	令和7年8月18日（月）	午前9時から 午後7時まで
	令和7年8月25日（月）	午前9時から 午後5時まで
南港中央庭球場	令和7年8月4日（月）	午前9時から 午後7時まで
	令和7年8月12日（火）	午前9時から 午後5時まで
	令和7年8月18日（月）	午前9時から 午後7時まで
	令和7年8月25日（月）	午前9時から 午後5時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
-----	-------	------

南港中央野球場	令和7年8月3日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年8月5日（火）から 同月6日（水）まで	
	令和7年8月23日（土）	
	令和7年8月30日（土）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）